本計画の進捗状況について、大阪府建築行政マネジメント推進協議会にて基本的に年度ごとにとりまとめを行い、調査・分析・評価し、その結果を建築基準法・建築士法に係る建築行政の実務や取組に反映させる。

これら計画・取組の評価を行うため、各施策において以下の指標を設定する。

**評価指標：**本計画において施策を分析・評価するために活用するための指標

**参考指標：**施策についての動向を把握するために参考とする指標

**【評価指標及び参考指標一覧】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　　策 | | 評価指標 | 参考指標 |
| １．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 | ⑴迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 | ・確認審査日数 ・構造計算適合性判定審査日数 | ― |
| ⑵中間検査・完了検査の徹底/仮使用認定制度の適確な運用 | ・中間検査率  ・完了検査率 | ― |
| ⑶工事監理業務の適正化とその徹底 | ― | ― |
| ⑷建築確認申請等の電子化の推進 | ― | ・電子化対応率 |
| ２．指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 | ⑴指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底 | ― | ・立入検査数 |
| ⑵建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底 | ― | ― |
| ３．違反建築物対策等の徹底 | ⑴違反建築物対策の徹底 | ― | ・違反建築物摘発件数、勧告件数、  命令件数、是正件数  ・同法第９条の３通知件数及び  第９条の３準ずる通知件数  ・「違反が予見できる案件の指定確認検査機関と特定行政庁の連携に関する実施要領」に基づく情報提供件数 |
| ⑵違法設置昇降機の安全対策の徹底 | ― | ― |
| ４．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | ⑴定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 | ・定期報告率 | ― |
| ⑵既存建築ストックの安全性の向上と有効活用 | ― | ― |
| ５．事故・災害時の対応 | ⑴事故対応 | ― | ・事故条例に基づく事故届出件数 |
| ⑵災害対応 | ― | ・判定士数 |
| ６．消費者への対応 |  | ― | ― |
| ７．業務執行体制の整備 | ⑴内部組織の執行体制 | ― | ・建築基準適合判定資格者等の資格者数 |
| ⑵関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化 | ― | ― |